

大垣市新庁舎建設基本構想策定委員会委員名簿

【敬称略、区分内・五十音順】

No.	区分	名前	性別	役職名	備考
1	学識経験者	たかぎ あきよし 高木 朗 義	男	岐阜大学 工学部教授	
2	学識経験者	たけうち はるひこ 竹内 治 彦	男	岐阜経済大学 副学長	
3	学識経験者	よしだ しげき 吉田 茂 樹	男	情報科学芸術大学院大学 学長	
4	市民団体等の 代表者	おぐら としゆき 小倉 利 之	男	大垣市商店街振興組合連 合会 理事長	
5	市民団体等の 代表者	たけな かまさこ 竹中 昌 子	女	大垣市連合婦人会 会長	
6	市民団体等の 代表者	つみ とし ひこ 堤 俊 彦	男	大垣商工会議所 会頭	
7	市民団体等の 代表者	ながせ こ 長瀬 ち え子	女	大垣夢ある女性の会 会 長	
8	市民団体等の 代表者	なわ てつ ひこ 名和 哲 彦	男	大垣市連合自治会連絡協 議会 会長	
9	市民団体等の 代表者	はしかわ みのる 橋川 実	男	大垣市障害者団体連絡協 議会 事務局長	
10	市民団体等の 代表者	まつな がだいすけ 松永 大 介	男	大垣市青年のつどい協議 会 直前会長	
11	市民団体等の 代表者	まつもと しょうへい 松本 正 平	男	元気ハツラツ市実行委員 会 委員長	
12	市民公募	いけ だしげゆき 池田 繁 行	男		
13	市民公募	たか だ み ほ 高田 美 穂	女		
14	市民公募	まつぐち さよこ 松口 小 夜子	女		

大垣市新庁舎建設基本構想策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大垣市新庁舎を建設するに当たり、新庁舎建設基本構想に関する事項を検討するとともに、市民の意見及び提案を反映させるため、大垣市新庁舎建設基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議・検討を行う。

- (1) 新庁舎建設の基本構想に関すること。
- (2) その他新庁舎建設に必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 市民公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、協議・検討結果について市長へ報告を行う時までとする。

(組織等)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選によって定め、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し議長となる。ただし、最初に開催され

る委員会の会議は、市長が招集する。

2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成26年3月19日から施行する。